

取扱区分：「公開」

平成27年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年5月8日(金)午前10時02分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年5月8日(金) 午前10時02分 ~ 11時00分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
報告第23号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第24号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	11件
報告第25号	非農地証明について	11件
報告第26号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第27号	農地法第18条の規定による通知について	2件
報告第28号	農業生産法人報告書の提出について	3件

4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	福田栄司君	第12番	山崎弘子君
第13番	林定子君	第14番	村木実君
第15番	松田孝行君	第16番	山崎光夫君

第17番	水 井 規 雅 君	第18番	石 村 敏 昭 君
第19番	秋 貞 啓 子 君	第20番	白 石 純 治 君
第21番	有 馬 俊 雅 君	第22番	小 林 一 雄 君
第23番	高 橋 恵 君	第24番	長谷川 和 美 君
第25番	杉 村 龍 男 君	第26番	藤 井 和 典 君
第27番	梅 田 洋 治 君	第28番	椎 木 人 志 君
第29番	大 江 静 人 君	第30番	弘 中 壽 君
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

なし

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	茅 原 道 夫	次 長	山 根 卓 彦
次長補佐	徳 本 純 子	書 記	林 和 史

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中32名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

次に、議案書の訂正を2件お願いいたします。

議案書8ページをお願いいたします。「報告第24号 農地法第5条の規定による農地転用届出について」の5番の「記事」欄で、「敷地拡張」となっておりますが、「宅地（敷地拡張）」に訂正、また、議案書15ページの「報告第28号 農業生産法人報告書の提出について」の提出日が「平成28年5月8日」となっておりますが、「平成27年5月8日」に訂正をそれぞれお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成27年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、笠井 保雄委員さん、第12番、山崎 弘子委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第15号を議題といたします。

なお、1番から3番までですが、譲受人が同一人でありますので一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案7件でございます。

1番から3番については、譲受人が同一人ですので、一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●及び字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、4筆の3,325平方メートル及び●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●、及び字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の684平方メートル及び、畑、4筆の642平方メートルで、1番から3番の合計10筆で面積4,651平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、1番の譲渡人は遠方に居住しており後継者がいないため、譲り渡すとされ、2番の譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、譲受人に譲り渡すとされ、また、3番は申請地を相続したが農業経営をしていないため譲り渡すものでございます。譲受人は、1番の譲渡人の甥にあたり贈与を受けたことや、そのほかの申請地を含めて一帯として耕作したいと考え、父母の協力を得て、新規に就農するため、申請地を譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は46アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ブロッコリー、人参等野菜類を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

なお、この案件については、1番の申請地において担当地区が2箇所に分かれておりますので、それぞれの地区担当農業委員さんから現地調査の結果等の説明をお願いします。

まず、●●●地区の方からお願いします

第19番

19番の●●●でございます。この申請地は●●●の件で、譲渡人につきましては、去る5月1日に電話にて確認いたしました。譲受人は譲渡人の甥にあたり、この度、譲り受けることとなりました。現地につきましては、譲受人が仕事ということで、父にあたる方と5月4日に確認して参りました。譲渡人所有のこの土地は、昨年まで譲渡人・譲受人共に知る友人が田として耕作されておりましたが、友人が病気をされて、耕作できなくなり譲渡人も遠隔地に居住、Uターンを断念されたため、甥である譲受人が譲り受けることとなりました。市内に居住する父と共に、仕事の合間に畑として耕作する予定という話をされておりました。以前より無農薬野菜作りに興味を持っておられるという事で、耕作につきましては、まず夏野菜から手掛けると意欲的に語っておられましたし、ほ場整備された作りやすい現地でありますので、期待できると思います。ご検討をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。次に、●●地区の方をお願いします。

第26番

26番の●●●です。議案第15号の1番の●●●の案件、2番及び3番の案件についても譲受人が同一でありますので一括してご説明します。まず、1番の●●●、●●●●ですが、おじさんの畑4筆、合計面積が642平方メートル

でこれを甥に贈与されるものです。現在、おじさんにあたる譲渡人は、●●
県の●●市に在住されており耕作が出来ないため、譲渡人の弟さんが耕作を
管理されておられます。譲渡人と譲受人は、おじさんと甥の関係です。●●
●の案件と●●の案件を合わせて新規農家として、父母の協力を得ながらス
タートされるというものであります。

次に、2番の案件と3番の案件ですが、これは、平成24年12月の農業
委員会で「水田埋め立てによる農地改良届出」が提出され、改良工事が完成
しております。この案件は、現在、畑として管理されております。2筆、6
84平方メートルは1枚の畑として造成されており、1番の案件の土地の近く
にあり、非常に利便性が良いので譲受人が取得して、新規就農されるもので
あります。譲渡人2人とは、電話にて確認を致しました。5月5日に現地に
て、譲受人の父親と面談して、現地の確認をいたしました。現地は、野菜が
作付けしてあり、良く管理されております。別に問題ないと考えますので、
よろしくご審議をお願い致します。

議長

ありがとうございました。

只今の1番から3番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

議案第15号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

議案第15号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化区域の大字●●字●●●、字●●及び、字●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の2,813平方メートル、及び畑、3筆の978平方メートル、合計5筆の面積3,791平方メートルでございます。

それでは、権利移動に関しまして、この申請は、遺言執行者、単独による申請となっておりますので、このことにつきまして、少しご説明いたします。

遺言で自分の財産を他人に与えることを「遺贈」と言います。

この「遺贈」には、「特定遺贈」と「包括遺贈」の2通りがあります。

この人に、この農地を与えると言うように、遺贈する物と、受ける人を特定した場合の遺贈を「特定遺贈」と言います。

一方、遺言者が相続人に自分の財産の全部、又は一定の割合を与えると言う形で、目的物を特定しない場合は「包括遺贈」と言います。

後者の包括遺贈であれば、農地法第3条の許可は不要ですが、今回のこの案件は、前者の特定遺贈に該当しますので、遺言執行者により農地法第3条の申請が提出されたものでございます。従いまして、譲渡の事由は先ほど説明しましたとおりで、遺言による特定遺贈となっております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定に

については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は97アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現在もこの畑地を耕作しており季節野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。現地調査の結果を報告いたします。農地法第3条の許可要件については、事務局の説明のとおりです。これは、遺言により甥が譲り受けるもので、譲受人は、兼業農家で59アールの畑を耕作しておりまして、年齢は60歳で、規模拡大され農業に専念されるという事で特に問題はありません。これは、事務局から説明がありましたように特定遺贈で、本家であり、お嫁に行ってその後譲渡人が亡くなられ生前遺言がなされたもので別に問題はありません。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番と6番ですが、譲受人が同一人で、土地の所在も隣接していますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3ページの5番と6番について一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の1、500平方メートル、畑、204平方メートル、及び、同地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆565平方メートルで、合計4筆の面積2,269平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、5番の申請地については以前から譲受人が耕作しており、申出により譲り渡し、また、6番については、譲渡人が高齢で後継者もないことから譲り渡し、隣に居住している譲受人は申請地が自己所有地の隣地で利便性が良いことから譲り受け規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は72アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番●●です。5番と6番については、譲受人が同じで関連がございますので、一括して説明いたします。まず、はじめに5番についてであります
が、去る、5月4日、譲渡人と譲受人と現地に行き調査をしましたので、その結果を報告します。申請地は、3筆ありまして、今まで譲受人が、水稻の作付けや畑として耕作されていたものですが、今回、譲受人は譲渡人からの申し出により譲り受けられるものです。申請地は、譲受人の近くにあり、耕作に便利であること。また、譲受人は、農機具もそろえて、農業に意欲的に取り組んでおられ、これからも農業規模の拡大を図っていききたいとのことであり、何ら問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議の程
願いたします。

続きまして、6番でございます。申請地は、昨年まで譲渡人が水稻の作付けをされていたものですが、高齢で後継者もないことから、申請地の隣に住んでおられる譲受人に譲り渡しをされるものです。譲受人は5番と同一人で、経営規模を拡大されるもので何ら問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議の程願いたします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番と6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、7番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

7番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●字●●、及び字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、4筆の4,422平方メートル、畑、2筆の166平方メートル、同地区の非線引都市計画区域の大字●●字●●、及び字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の181.5平方メートルで、合計8筆の4,769.5平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、県外に居住しており、以前から譲受人を探していたところ今回の売買が成立したため譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人から相談に応じてもらったため、新規就農して営農活動に力を入れるため譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は47アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるほか野菜類を栽培、及び梅、ビワ等の果樹を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の●●です。7番について申請人の意志確認と現地調査に行ったことを報告いたします。申請地は、周南市●●、●●地区です。農地は、田が4,603.5平方メートル、畑が166平方メートルで、現況は、58の1が梅と柿の木が植えてあり、61の1の一部にも柿の木が2,3本ありました。また、109の6には、近所の方が野菜を作っておられますが、利用権設定はされておられません。そのため、譲渡人の方から売買の旨を伝えていただきました。その他の農地につきましては雑草が繁茂していましたが、この農地については、隣接する空家に譲渡人のお母さんが住んでおられて自家用野菜を栽培、また、近所の方が水稻を作付けされていましたが、お母さんが高齢で施設に入所されてからは耕作放棄地となっております。譲渡人は、お母さんが亡くなられてからは近所の方に年2回草刈りを委託されて農地保全

されておられました。子供さん達は、●●や●●と遠隔地に住んでおられ、帰る予定もないという事で、譲渡したいと以前から相談を受けておりました。この度、自分の農地を取得し、農業に従事したい方がおられ売買するに至ったということでした。譲受人は、以前、約5年間農業関係の仕事に従事されて農業に大変興味があり、この度、隣接する空家、蔵及び倉庫をまとめて購入し、空家をリフォームし、家族で移住して農業をしたいとのこと。今後は、夫婦で農作業をし水稻、野菜、果樹の栽培を行い、自家消費並びに出荷したいとのこと。また、農機具は、必要に応じて購入するそうです。新規就農ですが、この地域も空家、耕作放棄地が加速的に増えている現状からこのように若い人、ちなみに37歳です。新規就農し農地維持ができることは大変喜ばしいこととあります。以上問題ないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号を議題とします。1番から6番ですが譲受人が同一人で、土地の所在も隣接していますので一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地

法第5条の規定による許可申請は1議案8件でございます。それでは1番から6番について関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請人は、市内に本社がある老人福祉事業者です。今回の申請地に隣接してデイサービス、グループホーム、有料老人ホームを展開していますが、付随した診療所と駐車場を整備するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北へ約900メートルの所に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、1番目の方は、大字●●字●●3511番

1、地目は、田、地積は、145平方メートル

2番目の方は、大字●●字●●3511番6、地目は、畑、地積は、124平方メートル

3番目の方は、大字●●字●●3516番、地目は、畑、地積は、165平方メートルと3517番2、地目は、畑、地積は、165平方メートル

4番目の方は、大字●●字●●3517番1、地目は、田、地積は、302平方メートル

5番目の方は、大字●●字●●3518番1、地目は、田、地積は、237平方メートルと3519番1、地目は、田、地積は、1,068平方メートル

6番目の方は、大字●●字●●3520番3、地目は、田、地積は、205平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図等を表示)

次に、立面図と平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地としての第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないということで、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

事業目的を達成しうる他の土地の存在につきましては、他に転用基準を満たしている土地がないということでございます。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

続きまして、遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、法定外公共物の加工申請など協議中で、開発行為許可と同時許可といたします。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されております。また、●●土地改良区から農地転用に係る意見書の交付を受けています。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第26番

26番の●●です。議案第16号の1番から6番の案件について、ご説明いたします。先程も申し上げましたが、平成24年12月の農業委員会で「水田埋め立てによる農地改良届出」が提出され、改良工事が完成しております。改良工事により、区画整理された土地には新しい水田、畑が生まれております。畑の一部は、●●●●●●●有限会社による老人福祉施設に転用されてい

ます。現在、全ての施設が完成している状況にあります。今回の6案件につきまして、現在、1枚の畑として耕作管理されております。この土地に、医療施設を設置したいとの提案です。5月7日に譲受人と面談して、現地の確認をいたしました。先程の写真にもありましたように診療所、駐車場を設置するものです。その際、少し残り部分がでますので、それは花壇等として耕作管理するとのことです。診療科目は、歯科、内科、心療内科を計画されており、医師の確保も目途が立っているようです。年内に工事を完了させて、2016年度から開業する予定です。福祉施設内の皆様の診療だけでなく、地域住民の皆様にも気軽に利用できる施設としたいとお話でした。譲渡人6人とは、電話にて確認を致しました。災害防除計画書も整備されており、下水、雨水の管理にも問題ありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番から6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、7番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、7番をご説明いたします。

申請人は、市外に在住の会社員です。

勤務先で太陽光発電の事業の推進を行っているもので、売電事業を行うため、申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル418.19平方メートルを設置するものです。

申請地は、市道に隣接し日照も良く、送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人の自宅から遠距離にあり今後も耕作を行う予定がないので、土地利用方法の相談を受けたため、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西に約650メートルのところに位置しており、市道●●●線に接しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●4404番4、4404

番8、地目は田、地積は、それぞれ827平方メートル、140平方メートルでございます。合わせて967平方メートルでございます。なお、現況は畑地となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、●●●●との電力受給契約も申請済みです。

また、併せて面積1,000平方メートルを超えてはおりませんが、宅地造成などないことから開発許可でない旨の届出を4月20日付けで提出し、受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。なお、利用状況から、雨水の排出が問題となろうかと思われれますが、こちらにつきましては道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

30番

30番の●●です。当議案につきましては、ただ今の議案説明及び写真での説明のあったとおりでございます。5月5日に現地の確認及び譲受人との接触もいたしまして、この設備設置に対する意向、考え方もお聞きしたところでございます。既に、設置のための諸手続きも完了しているとのことでありました。以後は、管理規範に従って防除計画を遵守しながら運営して行くとのことであります。なお、地域住民からの異議、異論等もないようですので、以上、報告いたします

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号7番は許可と決定いたします。

続きまして、8番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、8番をご説明いたします。

申請人は、市内に事務所を有する建設業を営む法人です。

この度、現在所有している資材置場に隣接する申請地の提供を受け、資材置場の敷地の拡張を図るものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から東へ約3.9キロメートルに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在は、大字●●●字●●●96番、地目は畑、地積は、576平方メートルと96番1、地目は田、地積は、1,291平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、事業の目的を達成するために必要な土地と認められ、立地の代替性がないということで、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして適当と認められます。また、水の排出はありません。隣接する周囲は原野であり、他の耕作者に影響が出る状態ではありません。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申

請地が農業振興地域内の農用地ということで、3月の農業委員会会議で「農業振興地域整備計画の変更について」で既にご協議をいただいております。平成27年4月14日付けで、除外の内定通知を受けております。また、開発行為でない旨の届出が4月22日付けで提出され受理されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●です。議案第16号8番について、昨日、譲渡人とは現地でも、譲受人とは電話で調査しましたことをご報告いたします。事務局から説明がありましたようにこの申請地は、3月のこの農業委員会で農業振興整備計画、農用地区域からの除外についてご審議いただき了承していただいております。この時の説明と重複するところがありますが改めてご報告いたします。申請地は、●●市と●●市●●町の境界付近にあります。県道●●●号とすぐ近くを流れる●●川に挟まれています。すぐ上には高速の●●自動車道が高架で走っております。地目は畑と田となっておりますが、譲渡人が高齢のためと耕作条件が段々悪くなったために数年は耕作をしていないということでした。しかし、写真にありますようにしっかり自己管理されておりきれいになっております。ここに、隣にあります工場の商品の出荷用倉庫・資材置場にするために所有権移転するものでございます。被害防除など周辺に支障をきたすことはありません。ただ、盛土をする関係で、●●川に接するところがありますので、土砂が川に流出することがないように対策をお願いしておきました。法面には、植栽をするほか、ブロックなどを設置して土砂の流出を防ぐということでした。以上ご報告いたします。よろしくご審議方お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の8番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号8番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号8番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第23号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第23号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第23号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページから9ページをお願いいたします。報告第24号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は11件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第24号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページから12ページをお願いいたします。報告第25号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は11件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第25号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第3番

議案書の11ページと12ページで9番が二つあります。番号がだぶって

いるのではないか。全部で11件でなくて12件ではないか。

議長

議案書の中が続きになっております。同じ方のが掲載してあります。

よろしいでしょうか。他にありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第26号「農地の転用の例外による届出について」をご説明いたします。

自己所有の農地を、水稻、農業用道路等、農地の利用若しくは保全上必要な施設に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第26号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の14ページをお願いいたします。報告第27号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとさ

れております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、2件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第27号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の15ページをお願いいたします。報告第28号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は3件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第28号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第28号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第5

回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時00分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年5月8日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 山 崎 弘 子

委 員 笠 井 保 雄